契 約 変 更 理 由 書

神戸市

業　　務　　名	御影塚町２丁目地区汚水管改築更新工事（その４）

契約変更後の工事概要

・管きょ更生工　φ250　管きょ延長　L=709.22m

・管きょ工（開削）　管きょ延長　K1φ200　L=24.35m（撤去）　L=15.50m（布設）
　　K1φ250　L=50.42m

・マンホール工　設置　2 箇所　撤去　2 箇所　蓋取替工　12 箇所

・取付管およびます工　布設替　15 箇所　L=18.48m　　撤去　22 箇所　L=53.55m

・付帯工　1 式

・仮設工　1 式

契約変更の理由

本工事は､御影塚町２丁目地区の汚水管路を管更生工法及び開削工法により改築するものである。以下の理由により変更が生じる。

1. 管きょ更生工の減工
   事前調査及び試掘工の結果、管きょ更生工が施工できない異状（たるみ、段差）があり、路線 No.22.23.31 が減工となる。
2. 管きょ工（開削）の増工
   上記 1.の結果、管きょ工（開削）φ250　路線 No.22.23.31 が増工となる。
3. マンホール工の増工
   事前調査の結果、老朽化し取替が必要なマンホール蓋、ます蓋が増加したため、蓋取替工が増工となる。
4. 取付管及びます工の減工
   現地調査及び事前調査の結果、老朽化している取付管の延長が少数であったため、取付管およびます工が減工となる。
5. 付帯工の増工
   上記、2～3.及び道路管理者との協議の結果、付帯工が増工となる。
6. 管きょ内調査工の増工
   事前調査の結果、前処理工とそれに伴う水替工が増工となる。
7. 仮設工の増工
   警察及び地元との協議の結果、仮設工（交通誘導警備員）が増工となる。

（公表様式第６号）